

リフォーム経費助成金

【対象者】「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、下記要件をすべて満たすもの。

- ・所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡した登録物件について、売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者。
- ・所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者。
- ・登録物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。
- ・町税等の滞納がない者。
- ・対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

【対象経費】対象経費は次に掲げるものを対象とする。

- ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する備品
- ・内装、屋根、外壁等の改修

【対象外経費】次に掲げるものは対象外とする。

- ・車庫（駐車場）、物置、倉庫等の工事
- ・店舗、工場、事務所等のリフォーム
- ・門扉、ブロック壁、フェンス、エントランス等の外壁工事
- ・植樹、剪定等の植栽工事
- ・下水道、合併処理槽工事
- ・防犯ライト・カメラの設置工事
- ・電話、インターネット、テレビアンテナの設置、配線工事
- ・エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置
- ・太陽光発電システム設置工事及び太陽熱高度利用設備の設置工事
- ・リフォームを伴わない解体工事

【助成金額】

対象経費の2分の1以内とし、1物件につき100万円を上限とする。（特例分含む）

【施工業者】

原則として、町内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者に限る。

【申請手続】改修工事の着手前に、下記の書類を申請書（様式第1号）と一緒にご提出ください。

- ・町税等の納税証明書
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・改修に要する経費に係る見積書の写し
- ・改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- ・改修予定箇所（事業実施前）の現況写真
- ・空き家の改修に関する所有者等の承諾書（賃貸借契約を締結した移住者に限る。）
- ・住民票謄本（移住者に限る。三木町転入後のもの）
- ・誓約書（様式第13号）
- ・その他町長が必要と認める書類

裏面あります⇒

【実績報告】改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。

提出書類

- 実績報告書（様式第10号）
- 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- 改修の状況を確認できる写真
- 助成金等請求書（様式第11号）
- その他町長が必要と認める書類

※参考

リフォーム経費支援助成金 計算例

対象経費	補助金額		
	通常分 (1/2)	特例分 (100万円を超えた額の1/2)	合計
70万円	35万円	0円	35万円
100万円	50万円	0円	50万円
160万円	100万円×1/2 = 50万円	60万円×1/2 = 30万円	80万円
200万円		100万円×1/2 = 50万円	100万円

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 地域活性課 ふるさと係

TEL : 087-891-3320 / Fax : 087-898-1994

Mail : chikikassei@town.miki.lg.jp